

学校安全の取組

群馬県教育委員会 健康体育課

学校安全・給食係 濱名 智弘

令和6年6月15日(木)



学校安全の取組

学校安全計画の策定・実施を通じて、児童生徒等が自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成するとともに、児童生徒等の安全を確保するための環境を整えることをねらいとしている



学校安全計画 (学校保健安全法第27条)



・保健体育科、社会科、理科、生活科、技術・家庭科、総合的な学習の時間、特別活動や個別指導等における安全に関する指導 等

安全教育

組織活動

安全管理

・安全点検の実施
(学習環境の安全点検、避難経路の確認等)
・危険等発生時対処要領の作成と訓練の実施 (学校保健安全法第29条)
(各種災害における安全措置、不審者侵入時の対応等) 等



校内の協力体制・研修
家庭及び地域社会との連携
(学校保健安全法第30条)

○学校安全に関する学校の設置者の責務 (学校保健安全法第26条)
→学校安全に関して学校の設置者が果たすべき役割の重要性に鑑み、取組の一層の充実を図るため、その責務を法律上明確化。

○学校環境の安全の確保 (学校保健安全法第28条)
→学校の施設・設備について、児童生徒等の安全確保の観点から支障がある場合に、校長等が遅滞なくその改善のための措置を講ずることを規定。

学校安全に係る各領域

生活安全 → 日常生活で起こる事件・事故災害、誘拐や傷害などの犯罪

交通安全 → 様々な交通場面における危険と安全

災害安全 → 地震、津波、火山活動、風水(雪)害等や火災、原子力災害

今後想定される**新たな危機事象** → 学校への犯罪予告、周辺でのテロの発生・ミサイルの発射等



文科省提供資料より

学校事故対応に関する指針【改訂版】概要 令和6年3月

指針の目的及び改訂の趣旨

本指針は、学校及び学校の設置者が、学校における事故発生の未然防止、事故・事件が発生した際の応急手当等の対応、事故の発生原因の究明や安全対策の検証、被害児童生徒等の保護者への支援、再発防止等の適切な対応に取り組む参考になるものとして平成28年3月に作成。
このたび、事故等の検証や再発防止、死亡事故等の発生に関する国への報告の徹底等が図られるよう具体的な方策を示し、組織的に事故の未然防止、事故発生時の適切な対応等に実効性をもって取り組めるよう改訂。

検討体制：学校安全の専門家からなる「学校安全の推進に関する有識者会議」において検討

指針の概要 主な改訂ポイントを赤字で記載

1. 本指針の目的・対象・構成 (P.3)

原則として、学校の管理下(本指針では登下校中を含む)*で発生した「事故」を対象
*独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照
※事故発生及び事故発生後における事故発生、いじめの発生、児童生徒の自殺、学校事故における食中毒など、事故発生時については、一時的にそれぞれ指針が適用し対応となる。

2. 事故発生の未然防止 (P.5)

- 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用 … 全国の重大事故や校内のヒヤリハット事例を生かす
- 各種マニュアルの策定・見直し … 学校の設置者による学校の危機管理マニュアル点検と指導・助言等
- 教職員の危機管理に関する資質の向上 … 危機等発生時に被害を最小限にとどめる備えの観点を重視
- 安全点検の実施、安全教育の充実 … 国で作成した「学校における安全点検要領」等を参照した取組等

3. 事故発生に備えた事前の取組等 (P.11)

- 緊急時対応に関する事前の体制整備 … 駆けつけた教職員が組織的に対応し、誰でも取り組める体制整備
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備 … 保護者と事故発生時の対応を事前共有等児童生徒等の安全を確保するため、家庭、地域、関係機関等との意図的・意識的な連携や、学校運営協議会などの場を設置・活用により連携協働を進めることが重要。

4. 事故発生後の対応の流れ (P.14) (事故発生後からの対応の流れを示す(基本調査、詳細調査は「5調査の実施」参照))

【事故発生直後の取組】

- 速やかな応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応
…誰とも即座に119番通報、複数の教職員により通信指令員からの口頭指導内容を共有し対応等

【初期対応時(事故発生直後～事故後1週間程度)の取組】

- 学校の設置者等への事故報告、支援要請 ※「報告、支援要請連絡システム」及び「報告様式」参照
学校の設置者は都道府県等担当課にも報告
- ・ 全ての「学校の管理下(本指針においては登下校中を含む)において発生した死亡事故」
・ 治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)

【国への一報】※同参照

- 以下の事故は国まで一報する。(都道府県・指定都市教育委員会、国立学校の設置者及び私立・株式会社立学校の都道府県等担当課より)
・ 死亡事故及び意識不明など児童生徒等の命に関わる重大な事故

【基本調査の実施、保護者への説明、報道機関等への公表、詳細調査の実施】

5. 調査の実施 (P.23)

《基本調査(事案発生後速やかに着手。学校が基本調査期間中に得た情報を迅速に整理)》 (P.24)

【調査対象(学校の設置者が調査の実施を判断)】

- 全ての「学校の管理下(本指針においては登下校中を含む)において発生した死亡事故」
■ 被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、学校の設置者が必要と判断した
「治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故」
(重篤な事故には、治療に要する期間が30日以上でなくても意識不明(人工呼吸器を装着、ICUに入る等)の場合や、身体欠損(歯を含む)・身体機能の喪失を伴う事故等を含む。)
- 基本調査の実施主体 … 学校の設置者の指導・支援のもと、原則学校が実施
- 調査実施に当たっての留意事項・手順
- 関係する全教職員からの聴き取り … 調査開始から3日以内を目途に実施
- 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り、関係機関との協力等
- 情報の整理・再発防止策の検討・報告 … 設置者は基本調査結果を都道府県等担当課に報告
事故等の原因が明らかで再発防止策を講じられると設置者が判断した時は、学校として再発防止策を検討し設置者に報告する。
都道府県担当課は年度ごとに取りまとめ、国の求めに応じて報告。都道府県等担当課は指針を踏まえた対応を設置者等に助言する。
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり … 必要に応じて、学校の設置者も関わる
被害児童生徒等の保護者への情報提供を行う際は正確な情報の伝達を心掛け、今後の調査についての意向を確認する。

《詳細調査への移行の判断》(P.30)

- 移行の判断主体 … 学校の設置者(必要に応じて都道府県等担当課が支援・助言)
【詳細調査に移行すべき事案の考え方】少なくとも以下の場合には、詳細調査に移行する。

- ア) 当該学校の教育活動の中に事故の要因があると考えられる場合
・ 事前の安全管理体制に十分でない点が認められる など
- イ) 事故発生直後の対応の中に適切ではない点が認められる場合
- ウ) 基本調査により、事故の要因が明らかとならず再発防止策が検討できない場合
- エ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
- オ) その他必要な場合

学校の設置者は移行の有無等を都道府県等担当課に報告。都道府県等担当課は基本調査の結果とともに国に報告する。なお、詳細調査に移行しない理由で不明な点がある場合には、学校の設置者に確認し、必要に応じて助言を行う。国も助言等支援する。

《詳細調査(学校事故対応の専門家などが参画した詳細調査委員会において行われる詳細な調査)》(P.32)

- 詳細調査の実施主体 … 学校の設置者
私立・株式会社立学校の実施主体は、死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際は、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事案であることに鑑み、都道府県等担当課が行うことができる。
- 詳細調査委員会の設置 … 中立的な立場の外部専門家等が参画する詳細調査委員会とする。
- 詳細調査委員会の構成等 … 学識経験者や医師、弁護士、学校事故対応の専門家等の専門的知識及び経験を有する者(対象となる事案の関係者とは直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者)。
国は必要に応じて学校の設置者等における詳細調査委員会の設置に支援がないよう助言等の支援を行う。
- 詳細調査の計画・実施手順 … 以下の手順で情報収集・整理を進めることが想定される。
 - ① 基本調査の確認
 - ② 学校以外の関係機関への聴き取り
 - ③ 状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
 - ④ 被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
- 被害児童生徒等の保護者からの聴き取りにおける留意事項 … 聞き取りは原則複数で行う
- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言
- 報告書のとりまとめ … 詳細調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告(公表は調査の実施主体)調査結果について、詳細調査委員会又は学校の設置者は、被害児童生徒等の保護者に説明する。

6. 再発防止策の策定・実施 (P.37)

- 詳細調査委員会の報告書等の活用 … 学校及び学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価する。
- 詳細調査委員会の報告書等の国への提出 … 学校の設置者は、(市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・株式会社立学校の場合は都道府県等担当課を通じて)国にも報告書を出し提出する。
- 事故等の状況のとりまとめ … 都道府県等担当課は、毎年度、当該都道府県内の学校管理下で発生した事故等の基本調査及び詳細調査から、事故原因・傾向、再発防止策等の事故等の状況についてとりまとめ、当該都道府県内に周知し再発防止に努めるとともに、国に報告する。
指定都市教育委員会及び国立大学法人は、所管の学校の事故等の状況のとりまとめ、学校への周知、再発防止とともに、国に報告する。
- 具体的、実践的な再発防止策の策定 … 学校又は学校の設置者は、報告書の提言を受けて、被害児童生徒等の保護者の意見も聴取するなどして策定し、マニュアル等にまとめ、その徹底を図る。
- 再発防止策の継続 … 都道府県等担当課はこの取組状況を把握し、再発防止策の継続を働き掛ける。
- 国における取組 … 全国の学校における事故等の発生状況、基本調査及び詳細調査の実施状況等を把握し、蓄積した事故情報等から、教訓とすべき点を整理して学校の設置者及び都道府県等担当課に周知する。

7. 被害児童生徒等の保護者への支援 (P.39)

- 被害児童生徒等の保護者への関わり … 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- 児童生徒等の心のケア … 組織的な支援が必要。教職員に対しても継続的な心のケアが必要
- 災害共済給付の請求
- 中立な立場で事故の対応を支援する「支援担当者」の設置 … 設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施する支援担当者を設置する。(継続的な支援が必要になるため、複数人のチームで対応することも考えられる。)

指針の実効性・理解促進を図る取組

- 指針の実効性を図るために … 学校、学校の設置者、都道府県等担当課向け取組確認用チェックリストを作成
・ 学校安全ポータルサイトに事故対応の各種様式等を掲載(予定)
- 指針の理解促進を図るために … 指針の内容を補足するQ&Aを作成
・ 学校設置者(都道府県教育委員会等)の学校安全担当者を対象とした会議や説明会・学校向け研修会の実施、周知資料等の作成・提供(予定)

第3次学校安全の推進に関する計画について(令和4年3月文部科学省策定)

作成のポイント

○本計画は、学校保健安全法に基づき、令和4年度から令和8年度までの5年間の計画として、**学校安全に係る基本的方向性と具体的な方策を示す計画を作成**

○安全で安心な学校環境の整備や組織的な取組を一層充実させるとともに、安全教育を通じ、児童生徒にいかなる状況でも自らの命を守り抜き、安全で安心な生活や社会を実現するために**自ら適切に判断し主体的に行動する態度の育成を図る**ことが重要

施策の基本的な方向性

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを**見直すサイクル**を構築し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に連携・協働し、**子供の視点を加えた**安全対策を推進する
- 全ての学校における**実践的・実効的**な安全教育を推進する。
- 地域の災害リスクを踏まえた**実践的な防災教育・訓練を実施する。
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し**学校安全「見える化」**する。
- 学校安全に関する意識の向上を図る(学校における**安全文化の醸成**)

5つの推進方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進
2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進
3. 学校における安全に関する教育の充実
4. 学校における安全管理の取組の充実
5. 学校安全の推進方策に関する横断的な事項等

学校安全のポイント

学校における安全教育(学習指導要領の改訂への対応)

- 教科横断的なカリキュラム・マネジメントの確立
安全に関する資質・能力を明確化し、**学校教育活動全体を通じた教材等横断的なカリキュラム・マネジメント**の確立を通じ、地域の特性や児童生徒等の実情に応じた安全教育を推進することが重要
- 安全教育の進め方
「学校安全計画」を全教職員が理解し、児童生徒等が安全上の課題について自ら考え、主体的な行動につながるよう、様々な手法を適宜取り入れることが重要。実施後は、安全教育の取組状況を把握・検証し、改善につなげていくことが必要。

学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育の活用 「学校事故対応に関する指針」を踏まえた対応

- 学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育
震災や豪雨等の自然災害の状況、交通事故や犯罪等の社会的な情勢の変化など、新たな課題や学校における活動中の事故や登校中における事件・事故に巻き込まれる事案やスマートフォンやSNSの利用を巡るトラブルなど従来想定されなかった新たな危機事象の発生に対応するための学校安全資料。
- 「学校事故対応に関する指針」に係る対応
「学校事故対応に関する指針」に基づき、事故等発生時の組織的かつ的確な対応、調査・報告・再発防止等の適切な事後対応や児童生徒等への心のケアを実施することが必要。

学校における安全管理

- 安全管理の考え方
「学校安全計画」に基づいて、安全教育と安全管理を一体的に活動を展開することが重要。
- 新たな危機事象への対応
これまでの危機対応及び災害発生時の対応に加え、スマートフォンやSNSの普及に伴う犯罪被害、テロ、弾道ミサイル発射等の**国民保護に関する新たな危機事象**への対応を念頭に、学校における危機管理は、社会情勢の変化に応じ、常に最新の状況にしておくことが重要。
- 幼稚園、特別支援学校等における留意点
幼児の発達の特性や各園の特徴、障害の特性等に応じた留意が必要。

安全教育と安全管理における組織活動

- 学校における体制整備
管理職のリーダーシップの下、学校安全の中核となる教職員の役割を明確化し、全ての教職員が一体となって取り組むことが重要。
全ての教職員が、各キャリアステージにおいて、必要な資質・能力を身に付けることが必要。
- 学校・家庭・関係機関等の連携
安全上の課題が複雑化・多様化する中で、**家庭・地域・関係機関等との連携**が不可欠。

学校事故対応に関する指針〔概要版〕

趣旨

全国の学校現場において重大事故・事件が発生しており、情報公開や原因の調査に対する学校及び学校の設置者の対応について、国民の関心が高まっている。
このため、学校、学校の設置者、地方公共団体が、それぞれの実情に応じて、事故対応の在り方に係る危機管理マニュアルの見直し・充実、事故対応に当たっての体制整備等、事故発生防止及び事故後の適切な対応に取り組むに当たり参考となるものとして、本指針を作成する。

平成26～27年度 「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議において検討

指針のポイント

1. 事故発生の未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有、緊急時対応に関する体制整備
- 保護者や地域住民、関係機関等との連携・協働体制の整備
- 学校の設置者として必要な指導・助言の実施

2. 事故発生後の取組

原則として、登下校中を含めた学校の管理下[※]で発生した「事故」を対象

※) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令第5条第2項に定める「災害共済給付」の対象となる「学校の管理下」参照
(事故発生直後の対応)

- 応急手当の実施、被害児童生徒等の保護者への連絡、児童生徒等への対応等、役割分担に基づき実施
(初期対応時の対応)

- 学校の設置者等への事故報告、支援要請

【対象となる事故】死亡事故及び

治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故
【報告先】 <公立学校> 学校の設置者
市区町村立学校（指定都市立学校を除く。以下同じ。）の
事案の場合は都道府県教育委員会に報告
死亡事故については、国まで一報を行う。（以下同じ。）

<国立学校> 学校の設置者
<私立・私立学校> 必要に応じて、都道府県私学担当課・地方公共団体の学校
設置会社担当課（以下「都道府県等担当課」という。）に
事故報告を行い、事故対応の支援を要請

- 基本調査の実施
- マスコミ、保護者等への対応
(初期対応終了後の取組)
- 詳細調査の実施

3. 調査の実施

<基本調査>

事案発生後、速やかに着手する調査であり、当該事案の公表・非公表に関わらず、学校がその時点で持っている情報及び基本調査の期間中に得られた情報を迅速に整理するもの

- 調査対象と調査の実施主体
【調査対象】死亡事故（死亡以外の事故については、事故報告の対象となる事故のうち、被害児童生徒等の保護者の意向も踏まえ、設置者が必要と判断したとき）
【調査主体】設置者の指導・助言のもと、原則学校が実施
- 基本調査の実施
 - ・ 関係する全教職員からの聴き取り（調査開始から3日以内を目途に終了）
 - ・ 事故現場に居合わせた児童生徒等への聴き取り
 - ・ 関係機関との協力等
- 基本調査における被害児童生徒等の保護者との関わり
 - ・ 学校及び設置者は、調査着手から1週間以内を目安に、最初の説明を被害児童生徒等の保護者に実施

<詳細調査への移行の判断>

- 学校の設置者が被害児童生徒等の保護者の意向にも十分に配慮しつつ詳細調査への移行を判断
私立・私立学校については、必要に応じて、都道府県等担当課が支援・助言
- 少なくとも次の場合には詳細調査を実施
ア) 教育活動自体に事故の要因があると考えられる場合
イ) 被害児童生徒等の保護者の要望がある場合
ウ) その他必要な場合

<詳細調査>

基本調査を踏まえ必要な場合に、学識経験者や学校事故対応の専門家など外部専門家が参画した調査委員会において行われる、より詳細な調査

- 調査の実施主体：
 - <公立学校> 特別の事情がない限り、学校の設置者
 - <国立学校> 特別の事情がない限り、学校の設置者
 - <私立・私立学校> 死亡事故等が発生した場合であって、学校法人の求めに応じ、必要と認められる際には、当該事故が発生した学校における教育の根幹に関わる重大事態であることに鑑み、都道府県等担当課
- 調査委員会の設置：中立的な立場の外部専門家で構成
※必要に応じて、聴き取り調査等を担う補助者を別に置く
- 詳細調査の計画・実施
 - ① 基本調査の確認
 - ② 学校以外の関係機関への聴き取り
 - ③ 状況に応じ、事故発生場所等の実地調査
 - ④ 被害児童生徒等の保護者からの聴き取り
※プライバシー保護の観点から、委員会は非公開とすることができる
(公開/非公開の範囲は、プライバシー保護及び保護者の意向に十分に配慮の上で、個別事例ごとに関係者を含めて十分協議)
※委員会を非公開とした際には、委員会の内容の報告を受けた学校の設置者が被害児童生徒等の保護者に適切に情報共有
- 事故に至る過程や原因の調査と再発防止・学校事故予防への提言
- 調査結果の報告：調査委員会は、調査結果を調査の実施主体に報告
(学校の設置者以外が調査の実施主体の場合は、設置者にも情報提供)
調査委員会又は学校の設置者は、調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明
- 報告書の公表：調査の実施主体が報告書を公表

4. 再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者は、報告書の提言を受けて、速やかに具体的な措置を講ずるとともに、講じた措置及びその実施状況について、適時適切に点検・評価を実施
- 学校の設置者は、(市区町村立学校の場合は都道府県教育委員会、私立・私立学校の場合は都道府県等担当課を通じて) 国にも報告書を提出
- 国においては、報告された報告書の概要を基に事故情報を蓄積、学校、学校の設置者、都道府県等担当課に周知

5. 被害児童生徒等の保護者への支援

- 被害児童生徒等の保護者への丁寧な説明、継続的なサポート
- 児童生徒等、被害児童生徒等の保護者、教職員に対する心のケア
- 災害共済給付の請求
- コーディネーターによる事故対応支援
- ・ 設置者が必要に応じて、被害児童生徒等の保護者と学校の双方にコミュニケーションを取ることができ、中立の立場で、被害児童生徒等の保護者と教職員、両者への支援を実施するコーディネーターを派遣
(事故対応の知見を有する都道府県又は市区町村の職員を想定、地域の実情によっては、事故対応に精通した学識経験者にコーディネーター役を委嘱する等も考えられる)

指針に基づく対応

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有（情報の集約・周知）
- 緊急時対応に関する体制整備

事故発生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査（教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告）

学校の設置者による詳細調査への移行の判断

基本調査の結果・詳細調査への移行状況について、
都道府県教育委員会等を通じて国に報告

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明（調査の経過についても適宜適切に報告）
- 調査結果を学校の設置者に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
- 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知

指針に基づく取組の実効性を図る資料等

■ 事故対応時の取組を確認する 学校用、学校の設置者用、都 道府県等担当課用「チェック リスト」

■ 事故報告様式例 ※Excel形式

学校、学校の設置者向け
「学校事故対応に関する
指針」に基づく対応のポイ
ント映像も準備中」

■ 事故発生の未然防止編（指針 p5~10 参照）

◇ 重大事故・ヒヤリハット事例の共有と活用

記載	取組等
<input type="checkbox"/>	日頃から学校で発生した重大事故又は繰り返し発生している事故も、国からの事故情報及び未然防止のための注意喚起の通知や、JSCからの発表される事故情報等を速やかに共有すること等により、事故の未然防止に努めている。

◇ 各種マニュアルの策定・見直し

記載	取組等
<input type="checkbox"/>	学校が策定する危機管理マニュアルについて、事故や災害等からできるものになっているかを定期的に点検し、不備があれば、指促している。

◇ 教職員の危機管理に関する資質の向上

記載	取組等
<input type="checkbox"/>	学校における教職員の危機管理に関する研修等が着実に実施され、研修会での情報提供や研修・訓練の実施状況の確認等を行う。
<input type="checkbox"/>	過去の事故事例や日本スポーツ振興センター等の事故災害情報等に対応に当たっての知見を得ている。

◇ 安全点検の実施

記載	取組等
<input type="checkbox"/>	校舎等からの転落事故、遊具による事故、固定していない備品に過去の事故が繰り返されることの無いよう、定期・臨時・日常の備の不備や危険箇所の点検・確認、改善等を学校と学校の設置者緊急時に使用するAED等の救命や避難等に必要器具等は、児童重要なものであることから、学校が使用可能な状態にあるかについて、学校と連携し、速やかに改善等を行う。
<input type="checkbox"/>	国で作成した「学校における安全点検要領」等を参照するなど、

事故報告様式（基本調査（国への一報含む）例）
学校は、学校の設置者等による事故発生時に、以下の項目を記載して内容し、学校の設置者等に報告する。

項目	内容	備考
事故報告日	年 月 日	報告回数
学校種		学校の設置者
学校名		児童生徒名（ふりがな）
事故発生日	年 月 日	事故発生時刻
学年・クラス	年 級	性別
事故の態様		発生場所
事故の発生原因		（死亡の場合）死因のその他
負傷・疾病の状況		負傷・疾病の状況のその他
負傷の療養の受療状況		（負傷の場合）受療状況のその他
事故原因		事故原因のその他
事故発生時の状況		
避難経路、状況、発生原因		
【事故の再発防止に関する要因分析】		
事故防止のための取組の安全管理、研修、安全教育の有無		改善策（*）
児童生徒等に対する安全教育の実施の有無		改善策（*）
教職員の安全点検		改善策（*）
児童生徒等の健康状態等の把握、適切な対応の確保の確認		改善策（*）
児童生徒等に対する取組していた教員等の対応		改善策（*）
児童生徒等や他の児童生徒等の健康状態等の把握、適切な対応の確保の確認		改善策（*）
事故に関する学校側の安全管理、研修等、安全教育		改善策（*）
事故に関する保護者の対応（*の箇所）		

※ 第1報は5分以内、第2報は1週間以内、新や検証等の結果につ
※ 要約の報告では、※
※ 「事故の発生状況」
含む。）も添付し、別紙

■ 指針の運用に関するQ&A

学校事故対応に関する指針【改訂版】(案) Q&A

(指針本文の該当箇所★マークを記載)

質問 (Q)	回答 (A)
1 本指針の目的・対象・構成	
4 事故が発生した場合、本指針に全て従って対応しなければならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> 本指針は、これまでの学校の管理下における死亡事故や重大事故等の対応における課題等を踏まえ、事故の未然防止及び事故発生後の対応、事故発生の要因分析、再発防止策、被害児童生徒等の保護者への関わりなどの基本的な考え方を示したものです。 こういった趣旨から、被害児童生徒等及びその保護者等に対して、学校、学校の設置者それぞれが、実情を踏まえて、事故発生時の丁寧な対応がなされるよう、都道府県等担当課等と連携しながら、本指針を参考に取組んでいただきたい。
2 事故発生の未然防止	
5 独立行政法人日本スポーツ振興センター（JSC）の「学校事故事例検索データベース」や、国による詳細調査等の分析や各種事故情報はどこから得られるか。	<ul style="list-style-type: none"> 指針5ページに、以下のとおりURLを掲載しています。 独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付 Web 学校等事故事例検索データベース URL: http://www.jnsport.or.jp/anzen/annenschool/anzen_school/tabid/822/Default.aspx 学校安全ポータルサイト「文部科学省×安全教育」（「学校事故対応に関する指針・事故事例共有資料」等参照）https://anzenkyouiku.mext.go.jp/
4 事故発生後の対応の流れ	

1. 調査の目的

消費者安全調査委員会は、被害の発生又は拡大の防止を図るため、小中学生が被災した事故等のうち、主に学校の施設又は設備が原因で発生したと考えられる事故等について、公立の小中学校を中心に調査を実施(以下は訪問した学校において確認された死亡の危険のある設備例)。その結果を取りまとめた報告書が令和5年3月3日に公表された。



写真1 教室の窓際に設置された棚



図1 事故イメージ
(棚に登り窓から転落)



写真2 積み重ねられ固定されていない棚



図2 事故イメージ
(棚の転倒及び落下)

2. 原因

学校の施設又は設備による事故等の主たる原因の一つは、実効性のある安全点検が実施されていないことである。この理由として、効果的な安全点検の手法が標準化されていないこと及び、担い手の支援が不十分であることの二つが考えられる。

文部科学大臣への意見

1. 安全点検の改善

(1) 安全点検に関する手法の改善

学校における施設又は設備の安全点検に関する手法について、労働安全分野等におけるリスクアセスメント等の知見を参考とした改善を行うこと。

(2) 安全点検に関する担い手の支援

学校における施設又は設備の安全点検に関する担い手について、教職員が担うべき業務、確認すべき資料を精査するとともに、外部人材の活用が促進されるよう支援すること。

2. 緊急的対策の実施

安全点検の改善に先立ち、教職員の負担に配慮しつつ、学校に対し、死亡事故が発生する可能性のある箇所(転落の危険のある窓や固定されずに積み重ねられたロッカー等)の点検を依頼し、その結果について把握・検証すること。

点検にあたって、外部人材の活用が可能な場合には、その活用を検討することも依頼すること。

① 窓際の設置物に係る対応について

【発生する可能性のある事故】

棚にあがり窓の開閉や清掃等を行う、カーテンが閉じられている状態で窓が開いていることに気づかず寄りかかる等による**転落事故**

【リスクの見積もり】

- ・階層によっては転落の際に死亡に至る可能性があり「**致命的**」
- ・窓の操作は日常的なものであり、発生可能性は「**比較的高い**」

(消費者安全調査委員会(令和5年3月)の指摘より)



【必要な対策】

※リスクの高さから「(暫定)管理的対策」のみの実施は十分ではないと指摘されています。

このことを踏まえ、(1)や(2)について、**対策方針(いつまでに何をするか)を立てていただくようお願いします。**

(1)設計段階における措置

- ・棚等の設置物の撤去
- ・危険源の除去
(窓を全開できないようにする等)

(2)工学的対策

- ・手すり、転落防止ネットの設置
- ・進入防止措置

(暫定)管理的対策

- ・窓からの転落防止に係る安全教育
- ・注意標識掲示

(暫定)管理的対策のみとならないよう、(1)(2)の対策方針を立てていただくようお願いします

● 対策の例(該当する設置物・窓について) ●



鍵付きクレセントの設置



撤去不可な設置物への掲示

掲示は暫定的な措置として(1)や(2)による対策方針を立てていただくようお願いします



窓付近への進入防止措置



窓への手すりの設置

② 固定されていない積み重ねられた棚に係る対応について

【発生する可能性のある事故】

棚に触れた際や地震等により積まれた棚が転倒・落下し、子供を押しつぶす事故、棚が倒れてきた勢いで子供が後方に転倒する事故

【リスクの見積もり】

- ・頭部の損傷により死亡にいたる可能性があり「**致命的**」
- ・棚の操作は日常的なものであり、発生可能性は「**極めて高い**」

(消費者安全調査委員会(令和5年3月)の指摘より)



【必要な対策】

※リスクの高さから「(暫定)管理的対策」のみの実施は十分ではないと指摘されています。

このことを踏まえ、(1)や(2)について、対策方針(いつまでに何をするか)を立てていただくようお願いします。

(1) 設計段階における措置

- ・固定されていない積み重ねられた棚をおろす

(2) 工学的対策

- ・棚を床や壁に固定する
- ・積み重ねる棚は連結固定が可能なものとする

(暫定)管理的対策

- ・子供への使い方の指導

(暫定)管理的対策のみとならないよう、(1)(2)の対策方針を立てていただくようお願いします

● 対策の例 ●



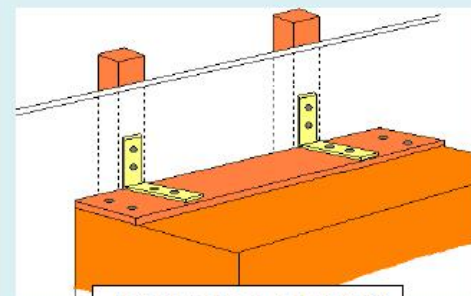
固定されていない積み重ねられた棚等を除去する



棚同士の連結による固定の例



棚の下部を固定した例



L字型金具による固定の例

最近の事件事例等について

●校庭の危険物による事故

体育の授業中に転倒した児童が校庭に放置された釘で裂傷を負った。運動会などの行事の目印として校庭に打ち込んだものが放置されたものと考えられる。

- 校庭の危険物を放置しない（子供目線で配慮）
- 使用する道具等の安全性に留意（素材・使用法等）



●屋外での落雷による事故

サッカー部の練習試合中に落雷に遭い、病院に搬送されたが意識不明。

- 屋外活動時、指導者は雷などの気象状況を確認し、ためらうことなく柔軟に計画の中止・変更を判断。子供への指導も重要。



真っ黒い雲が近づいてきた



雷の音が聞こえてきた



急に冷たい風が吹いてきた

●給食における窒息事故

小学校の学校給食において、1年生に在籍する児童がうずらの卵を喉に詰まらせて窒息、死亡。

- 早食い等の危険な行動に注意。
- 消防等と連携した一次救命処置等の研修も有効。



図1 背部叩打法



図2 腹部突き上げ法

●熱中症の疑いによる帰宅途中の事故

中学校の生徒が部活動終了後の下校途中、熱中症の疑いで倒れ意識を失う。搬送されるも死亡が確認された。

- 活動実施にあたり熱中症の危険度を把握する。
- 活動終了後もクールダウンしてから次の活動を行うとともに、子供の様子に注意。
- 熱中症事故について児童生徒等にも発達段階に応じて指導することも重要。

確実な安全点検の実施・不審者対策について

令和5年4月、体育の授業中に転倒した児童が、校庭に放置された釘で裂傷を負うという事故が発生しました。学校において児童生徒等が安心して活動するためには、校庭も含めた安全管理が適切に行われることが重要です。文部科学省で作成している「学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）」においても、下記のとおり、校庭等における安全管理の項目を示しているところです。（令和5年5月15日付け通知文発出）

○学校安全資料（「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育）

（P.117）

（2）校舎外・園舎外の安全管理



対 象	項 目
校地、園庭、運動場等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 砂場における危険物の有無 ・ 校門等の施錠、錠の故障の有無、かぎの管理 ・ 地面の勾配や凹凸 ・ 地面の排水状態 ・ 危険物（ガラス、石、くぎなど）の有無 ・ ブロック塀、フェンスや外壁（特にブロック塀）と、その支柱やひびの破損や劣化 ・ 部外者や動物の進入の有無 ・ 植生（目の高さの枝）など <p>※児童生徒等が最も活発に活動を行い、休み時間、クラブ活動など自由に遊べる場所であることに留意する。</p>

令和5年3月、埼玉県戸田市の中学校に刃物を持った不審者が侵入し、教員に危害を加えるという事件が発生しました。不審者侵入防止のための3段階の観点等を踏まえ、各校のマニュアルの見直しを図り、不審者による学校侵入防止対策等の安全管理の強化に努めることが重要です。

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン－解説編（p.27）

不審者侵入防止のための3段階の観点

段 階	具体的な方策（例）
①校門	校門の施錠、利用箇所・利用時間指定フェンス等の設置 等
②校門から校舎入口	通行場所の指定、死角の排除 等
③校舎への入口	入口の指定・施錠、受付管理 等

記載の視点

- 校門・校舎入口の管理・施錠手順
 - ・ 時間帯別・利用者別の利用箇所
 - ・ 解錠・施錠時間、施錠担当者
 - ・ 児童生徒等、保護者への周知と遵守徹底
- 来訪者・保護者の管理方法
 - ・ 来訪者向け案内・誘導
 - ・ 来訪者受付の手順（名簿作成等）
 - ・ 来訪者の識別方法（名札等）
 - ・ 来訪者の確認、声掛け
- 学校内外の巡視・巡回活動



学校における熱中症対策のガイドライン作成の手引き

環境省・文部科学省において、「学校現場における熱中症対策の推進に関する検討会」を開催し、学校における実際の熱中症対策や判断の参考となる事項について、「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」を作成した。

【熱中症警戒アラートの活用における視点】

○熱中症警戒アラートの活用にあたっては、学校での授業・行事等の見直しなど、子供たちへの熱中症防止対策を行うとともに、保護者、一般住民の方からの問い合わせ等への対応も求められる。

【熱中症への予防措置】

<事前の対応>

○熱中症の予防は、暑さ指数(WBGT)を基準とする対策・体制を事前に整えることが基本です。

- ・暑さ指数(WBGT)に基づく運動等のししんを中心とした熱中症予防の体制整備
- ・熱中症警戒アラートが発表されたときの対応例や地域や各学校の実情に応じて熱中症警戒アラートの対応方法を調整する。

<緊急時のための体制づくり>

○熱中症が疑われるときには、放置すれば死に至る緊急事態であることをまず認識しなければなりません。緊急事態に迅速かつ的確に応急処置に講じるため、学校の体制を確立する必要があります。



文部科学省

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」の作成について

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

文部科学省からの通知(メールでR6.5.7付発出)

「学校教育活動等における熱中症事故の防止について(依頼)」

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き(令和6年4月 追補版)」

事故事例からの教訓

- 気温が30℃を超えるような暑い日等の要因があると熱中症が起きやすい傾向があること等を踏まえた事故事例からの教訓はガイドライン作成の参考になります。
- 学校での熱中症による事故事例は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが公表している「学校安全Web学校事故事例検索データベース」、「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」、「体育活動における熱中症予防 調査研究報告書」、文部科学省が公表している「学校事故対応に関する指針に基づく」詳細調査報告書の横断整理」等でも紹介されています。

教訓①：熱中症を引き起こす3要因(環境・からだ・行動)が関わりあうと熱中症は起こる!

事故要因：気温32℃、湿度61%(環境) 肥満傾向(からだ)、練習試合にフル出場(アメリカンフットボール)(行動)

【事例①】アメリカンフットボール部での部活動中に起きた事故!

8月、高校3年生の男子がアメリカンフットボール部の部活動で9:30、練習試合にフル出場し、11:20、第4クォーター終了直前にベンチで倒れ、意識なし。2日後に死亡した。気温32℃、湿度61%であり、被害者本人は身長170cm、体重113kg、肥満度77%であった。

教訓②：それほど気温が高くなくても湿度が高い日は注意!

事故要因：湿度が高い(環境)、登山(行動)

【事例②】宿泊学習で起きた事故!

7月、中学2年生の男子が宿泊学習で登山中に熱中症になり、死亡した。当日は気温27.2℃、湿度70%であった。(事故現場近隣の気象庁データによる)

教訓③：激しい運動ではなくても、暑さ指数が高い日、特に小学校低学年では注意!

事故要因：小学校低学年(からだ)、暑さ指数(WBGT)32で「危険」(環境)

【事例③】校外学習で起きた事故!

7月、小学校1年生の男子が学校から約1km離れた公園での校外学習後に教室で様子が急変し、意識不明になり、救急搬送される事故が発生した。当該生徒は搬送先の病院において死亡した。

* 午前10時の状況：気温32.9℃ 暑さ指数(WBGT)32で「危険」



熱中症警戒情報・熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	<p>気温が著しく高くなることにより熱中症による<u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u>場合 (熱中症の危険性に対する気づきを促す)</p> <p><これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回</p>	<p>気温が<u>特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u>場合 (全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援)</p> <p><<u>過去に例のない広域的な危険な暑さを想定</u>></p>
発表基準	<p>府県予報区等内のいずれかの暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数(WBGT)が33(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合</p>	<p>都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数(WBGT)が35(予測値、小数点以下四捨五入)に達すると予測される場合</p> <p>(<u>上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討</u>)</p>
発表時間	前日 午後5時頃 及び 当日 午前5時頃	前日午後2時頃 (前日午前10時頃の予測値で判断)
表示色	紫 (現行は赤)	黒

補足) R6の運用期間: 4月第4水曜日(24日)~10月第4水曜日(23日)(運用期間外の情報収集も実施予定)

平成31年3月
文部科学省

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf



【学校安全計画の作成のポイント】

○学校安全計画は、安全教育の各種計画に盛り込まれる内容と安全管理の内容とを関連させ、統合し、全体的な立場から年間を見通した安全に関する諸活動の総合的な基本計画である。

○学校安全計画を策定する際には、全ての教職員、保護者や関係機関・関係団体等の参画や周知が重要である。

○策定後も、全国各地において発生する様々な事故等・自校を取り巻く安全上の課題やその対策を検証し、学校安全計画を毎年見直しPDCAサイクルを回す事が必要である。

【学校安全計画の内容例】

- 1 安全教育に関する事項
- 2 安全管理に関する事項
- 3 安全に関する組織活動

【学校安全計画例】

<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/8833.html>

令和〇年度学校安全計画(小学校)		※学級活動の欄 ◎…1単位時間程度の指導 ●…短い時間の指導									
項目	4	5	6	7・8	9	10	11				
月の重点	通学路を正しく歩こう	安全に休み時間を過ごそう	梅雨時に安全な生活をしよう	自転車のきまりを守ろう	けがをしないように運動をしよう	乗り物の乗り降りに気を付けよう	けがをしないように運動をしよう				
道徳	規則尊重	生命の尊重	思いやり・親切	勤勉努力	明朗誠実	思いやり親切	家庭愛				
安 全	生活	・地域めぐり時の交通安全	・野外観察時の交通安全 ・移転べら、スコップの使い方	・公園までの交通安全	・虫探し、まち探検時の交通安全	・はさみの使い方	・たけひご、つまようじの使い方	・郵便局見学時の安全			
	理科	・野外観察時の交通安全 ・アルコール、虫めがね、移転べらの使い方	・カバガラス、スライドガラス、プラスチックの使い方	・スコップ、ナイフの使い方	・夜間観察の安全 ・試験管、ピーカーの使い方	・観察中の安全 ・フラスコ、ガラス管の使い方	・太陽観察時の注意	・ポリ袋、ゴム風船の使い方			
	社会	・はさみ、カッターナイフ、鋸の具、接着剤の安全な使い方	・写生場所の安全 ・コンバスの安全な使い方	・糸のこぎり、小刀、金槌、くぎ抜き	・木づち、ゴム、電動のこ、ニスの使い方	・作品の安全な操作	・彫刻刀の管理の仕方と使い方	・水性ニスの取扱い			
	園工	・針、はさみの使い方	・アイロンのかけ方	・食品の取扱い	・包丁の使い方	・実習時の安全な服装	・熱湯の安全な取扱い	・ミシンの使い方			
	家庭	・固定施設の使い方 ・運動する場の安全確認	・集団演技、行動時の安全	・水泳前の健康観察 ・水泳時の安全	・鉄棒運動時の安全	・用具操作の安全	・けがの防止(保護)				
総合的な学習の時間	「〇〇大好き～町たんけん」(3年)、「交通安全ポスターづくり」(4年)、「安全マップづくり」(5年)、「社会の一員として活動しよう」(6年)										
学 級 活 動	低学年	●通学路の確認 ◎安全な登下校 ●安全な給食配膳 ●子ども110番の家	●休み時間の約束 ◎防犯避難訓練の参加の仕方 ●遠足時の安全 ●運動時の約束	●雨天時の約束 ◎プールの約束 ●誘拐から身を守る	●夏休みの約束 ◎自転車乗車時の約束 ●落雷の危険	◎校庭や屋上の使い方のきまり ●運動時の約束	◎乗り物の安全な乗り降りの仕方 ●廊下の安全な歩行の仕方 ●誘拐防止教室 ●安全な登下校				
	中学年	●通学路の確認 ◎誘拐の起こる場所 ◎安全な登下校 ●安全な清掃活動	●休み時間の安全 ◎防犯避難訓練への積極的な参加 ●遠足時の安全 ●運動時の約束 ◎防犯教室(3年)	●雨天時の安全な過ごし方 ◎安全なプールの利用の仕方 ◎防犯にかかわる人たち	●夏休みの安全な過ごし方 ◎自転車乗車時のきまり ●落雷の危険	●運動時の安全な服装 ◎校庭や屋上の使い方のきまり ●校庭・道具の安全な選び方	◎車内での安全な過ごし方 ◎校庭や屋上の使い方のきまり ●安全な登下校 ◎校庭や屋上の使い方のきまり				

令和3年6月
文部科学省


子供たちの命を守るために



学校の「危機管理マニュアル」等の

評価・見直し ガイドライン



 文部科学省

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

解説編

2-2-3-2 頭頸部外傷の防止対策

頭頸部外傷は、競技者同士の接触や回転運動、飛び込みを伴う競技を行う場合、地面や畳などの床面に頭部を強打したり、脳が激しく揺さぶられたりすることにより引き起こされるものです。独立行政法人日本スポーツ振興センター学校災害防止調査研究委員会によると、体育活動（特に運動部活動）における頭頸部外傷事故は、男子に多くなっています。また学年別の傾向から、体格の発育や運動能力の向上に伴い受傷に関わる外力の大きさが増加することや競技経験の浅さ等がその発生に寄与する要因の可能性があると考えられています。

そのため、指導に当たる教職員は、様々な観点から活動の危険要因を見極め、指導計画の作成段階であらかじめ未然防止の対処をしておくことが必要です。こうした手順や、危険要因抽出の観点などについては、具体的に危機管理マニュアルに記載しましょう。特に部活動の場合は、外部指導者、コーチ等と指導方針や指導内容について協議した上で、安全面での協力を得ることも必要になりますので、その旨も明記しておきます。

また、児童生徒等一人ひとりが安全に関する知識や技能を身に付け、積極的に自他の安全を守るようにすることも大切です。活動中の事故防止策として、教員による健康観察・体調確認はもとより、児童生徒等に自らの体調管理を実施させることや、周囲の児童生徒等が互いに状況を判断し、相互管理することができるよう指導することについても、危機管理マニュアルに定めておくことよいでしょう。

記載の視点

- 活動における危険要因の見極め
 - 危険要因抽出の観点
 - 外部指導者・コーチ、保護者等との連携
 - 指導計画作成段階での危険要因への対処
- 児童生徒等への指導内容
 - 自らの安全管理
 - 児童生徒等による相互管理

チェックリスト編

2-3 危機発生に備えた対策		
2-3-1 緊急時の体制整備		
<input type="checkbox"/>	教職員の非常参集について、災害種別の段階的な基準、参集対象者などを具体的に定めている。	⇒解説編 p.32
<input type="checkbox"/>	参集途上における教職員の安全を確保するための留意点等について、具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	事故・災害等が発生した際に、その対応に当たるための組織について、設置基準、組織体制及び活動内容と教職員の役割分担を、具体的に定めている。	⇒解説編 p.33
<input type="checkbox"/>	管理職等が不在時の指揮命令系統について、具体的に定めている。	
<input type="checkbox"/>	保護者・教職員・関係機関との緊急連絡のため、複数の多様な手段を用いた連絡体制を定めている。	⇒解説編 p.34
2-3-2 施設・設備・備品の整備		
<input type="checkbox"/>	事故・災害発生時における情報収集のため、情報収集先を整理するとともに、災害状況下の停電・通信途絶を想定して複数の手段（機器）を確保している。	⇒解説編 p.36
<input type="checkbox"/>	校内の情報伝達・共有手段について、災害状況下の停電等を想定して複数の手段（機器）を確保している。	
<input type="checkbox"/>	学校設置者・市町村など外部関係機関との災害時の相互通信のため、災害状況下の停電・通信途絶を想定して複数の手段（機器）を確保している。	

サンプル編

◆ 運動部活動における頭頸部外傷等事故防止

(1) 指導計画を作成する上での確認事項

校長は、安全指導の徹底について教職員の共通理解を図る。
また、顧問教員は、外部指導者及びコーチと連携し、以下の確認事項を踏まえた上で適切な指導計画を作成し、計画的に実施する。

○活動目標を明確にした上で、事故発生要因となりうる以下の危険要因を十分に見極め、指導計画に反映する。

- ① 個人（スポーツを実践している人）の要因
- ② 方法（スポーツの方法・内容・仕方等）の要因
- ③ 環境（スポーツの施設、設備、用具、自然条件、社会環境等）の要因
- ④ 指導・管理（スポーツの指導方法・内容、管理体制等）の要因

- 生徒の健康状態に配慮した練習日数や練習時間を設定する。
 - 疲れや体調不良など、日頃から生徒の健康管理に十分配慮する。
 - 運動種目等の特性を踏まえ、種目特有の危険性に配慮した適切な練習内容を設定する。
 - 教員顧問等が活動場所に不在の場合は、事故の起きやすい活動内容を避ける。
 - 大会参加に当たって、以下の点を確認する。
 - ①適切な実施計画を作成し、関係職員や保護者に周知するとともに、参加に対する保護者の承諾を適切な方法で得ているか。
 - ②大会中の生徒の健康管理に配慮しているか。
 - ③移動手段は適切なものであり、安全は確保されているか。
 - ④緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）が整備され、確実に機能するかを事前に確認しているか。
- 顧問教員は、活動方針や活動内容、年間計画について保護者に周知するとともに、日常の活動や生徒の健康状態等の情報交換など、連携を十分に図る。

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

R5 補助金活用自治体

- 太田市
- 渋川市
- 富岡市
- 安中市

地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

(338百万円 (前年度 338百万円))

- スクールガード・リーダー (SGL) の育成支援
 - ・ SGLの資質を備えた人材に対する育成講習会を実施
- スクールガード・リーダーに対する活動支援
 - ・ SGLによる指導等に対する謝金、各学校を定期的巡回するための旅費等の補助
 - ・ SGL連絡協議会等の開催支援、装備品の充実
- スクールガード (ボランティア) の養成・資質向上
 - ・ スクールガードの養成講習会を実施
 - ・ 活動の参考となる資料を配布することによる見守りの質の向上
- スクールガード増員による見守りの強化及び活動に対する支援
 - ・ 子供の見守り活動に係る帽子や腕章などの消耗品、ボランティア保険料の補助



学校安全総合支援事業の取組について【R5モデル地域 (伊勢崎市)】

桐生市の取組 (R3, 4実践)

※2 「防災リーフレット」



※1 「クロスロード」

あなたは小学生です。

下校中に学校と自宅の中間地点にいるときに、大地震が起きました。揺れが収まった後、周りの家は、壊れています。

(Yes) ?

ですか (No) ?

市内全校の取組

- 予
- 防
- 防

ぜひ各自治体協力のもと
5年以上継続して
文部科学大臣表彰を

体験
表示 など



地域に根ざした防災教育

○高崎市車郷での モデル授業

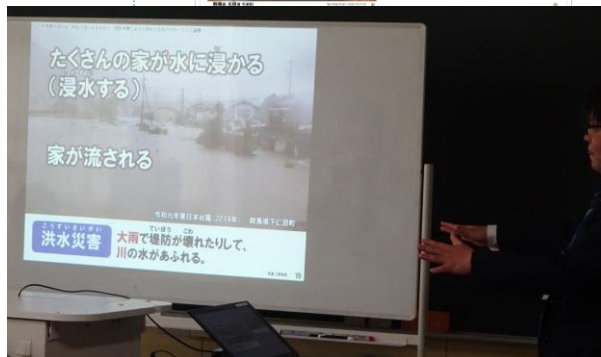


各校防災教育の取組状況はいかがでしょうか

→児童生徒が

- ・被災者として
- ・避難者として

を想定し、それぞれができることを考えられるような取組が求められています。



各種教材の活用や
出前講座についてもご検討ください

いのちの安全教育の実施

令和3年4月、「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引きを作成・公表

発達段階に応じた指導内容

幼

みずぎでかくれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



プライベートゾーン

中

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な関係の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力 精神的暴力 性的暴力 経済的暴力



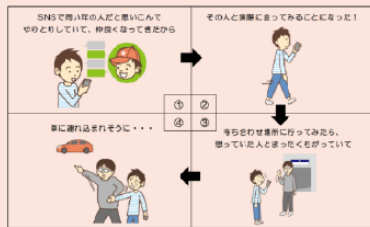
- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手を刃物により無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをいませんか？
 ● 相手を占めよう、監視しようとするのが愛情表現
 ● 愛の深さは暴力は問われる
 ● 親しい関係でも自分と相手の気持ち大切にしよう
 ● 自分がいやだと思ったことはいやと言える
 ● 相手がいやがることはしない

距離感 性暴力 デートDV

小

SNSを使うときに気をつけること
SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいたい人なのか？



プライベートゾーン
SNSを使う時の注意点

高

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切に、相手とよりよい人間関係をつくることとて大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

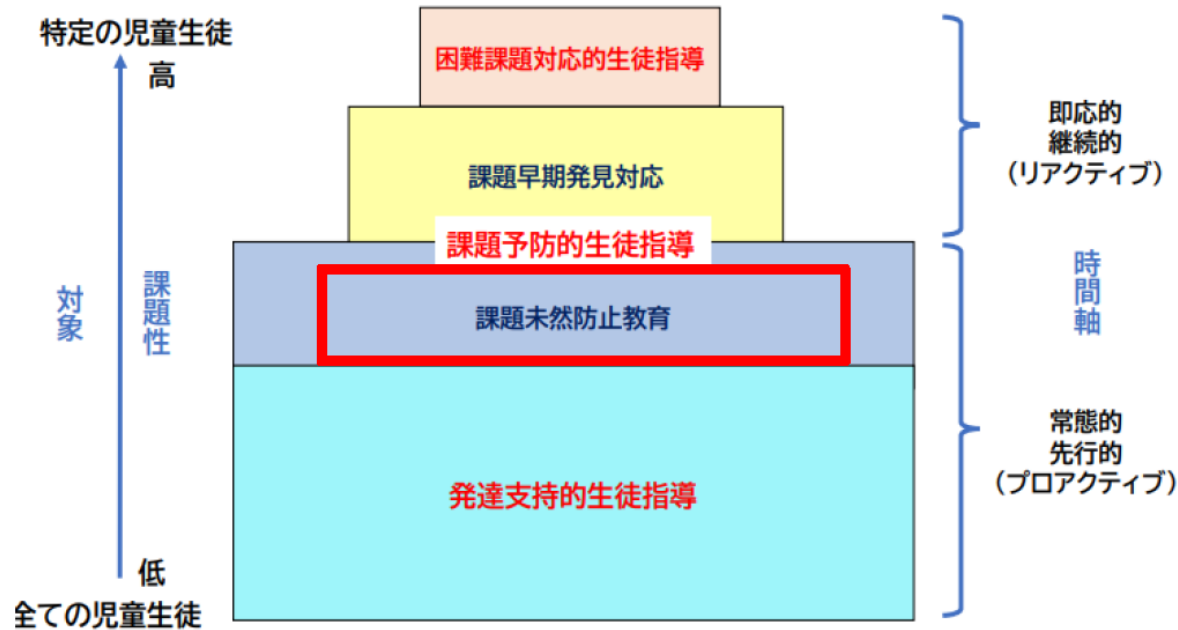
自分を大切に 相手を大切に 暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると...



性暴力 セクシュアルハラスメント

生徒指導提要(R4.12)における記載



課題未然防止教育としては、各教科や道徳科、学級・ホームルーム活動等において、全ての児童生徒が性犯罪・性暴力に対して適切な行動をとれる力を身に付けることができるように「**生命(いのち)の安全教育**」を実施します。

被害、加害両方の視点をもつことも大切



文部科学省作成
学校安全参考資料一覧



文部科学省予算事業



都道府県・政令市教育委員会
作成資料一覧

当サイトは、学校安全のために、文部科学省や都道府県等で実施している取組やこれまでに作成した資料などを掲載しています。各地域で取り組まれている学校安全の実践事例等を共有し、防災教育を含む安全教育の更なる充実を図るために、情報発信を行っています。

注目情報

2023年6月1日

令和5年7月1日から、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）のうち、特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）の交通方法等に関する規定が施行されます。

- ▶ 特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）に関する交通ルール等について（警察庁ホームページ・交通安全のための情報より）
- ▶ 「特定小型原動機付自転車の利用に関する適切な指導について（依頼）」（令和5年6月1日 事務連絡）

2023年3月17日

学校への不審者侵入の防止と対応に関するページを作成しました。

- ▶ 学校への不審者侵入防止と対応
- ▶ 「不審者の侵入事案を受けた学校安全の確保に向けた対策について」（令和5年3月17日 事務連絡）
- ▶ 学校における不審者侵入防止に関する取組について（令和5年3月17日 事務連絡 別紙3）

水害に備えた防災教育

マイ・タイムラインの活用について



学校への不審者侵入の防止と対応



Jアラートによる情報伝達と学校における避難行動（例）



教職員のための学校安全eラーニング

熱中症・水難事故防止関連情報

5月

アクセスランキング



学校管理下における重大事故事例「1 中学校ハンドボール部熱中症事故【事故①】」

文部科学省作成



「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月文部科学省）より抜粋

文部科学省作成



学校管理下における重大事故事例「2 小学校プール飛び込み事故【事故②】」

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>

